

道路整備の促進に伴う財源確保に関する意見書

道路は、市民生活や地域の経済・社会活動を支えるうえで大切な役割を担い、豊かな生活環境の実現と地方都市の発展を図るため、欠かすことのできない重要な社会資本である。

大都市名古屋の北側に位置する本市は、鉄道や高速道路網などの恵まれた交通機関を背景に、近年、住宅地や工業地の開発が盛んに行われてきた。

しかしながら、こうした急速な開発や流通の効率化が、道路の整備速度を上回り、増加する交通や車両の大型化に十分対応できず、交通機能や安全性は大幅に低下している。このような事態を改善するため、鋭意道路の整備や維持に努めているが、財政上の理由から容易に進展していないのが実情である。

しかし、道路整備に対する社会的要求である早期整備はもとより、今後確実に到来する高齢化社会を迎えるための自立した健康的な生活を支援する自転車・歩行者道の整備やバリアフリー化を更に推進しなければならない。加えて、高度成長期に造られた多くの道路ストックが、今後急速に老朽化し、更新需要の増大が見込まれることから、適切な時期に必要な維持修繕と更新を実施していく必要がある。

こうした状況下において、国におかれては、昨年１２月８日に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定されたところであるが、地方公共団体が、真に必要な道路整備や維持管理に毎年多くの一般財源を投入している実情に注視し、道路特定財源を他の用途へ転用することは、地方の道路整備を大きく停滞させるだけでなく、日常の道路管理にも影響し、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼすものと危惧している。

よって、国においては、道路特定財源の趣旨を十分踏まえ、地方都市の実情や意見を十分尊重し、道路整備や維持管理の計画的実行のための財源の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１９年９月２６日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様